

○上越地域消防事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

(平成 26 年 2 月 25 日条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 3 条 消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。